

# 介護保険

問合先 介護保険課

令和5年度

## 65歳以上の介護保険料

### ■普通徴収

普通徴収（納付書での納付や口座振替）で納付している人に、6月分までの保険料額を記載した介護保険料仮決定通知書を送付しました。7月以降分は、7月に別途通知します。

今年3月に介護保険第1号被保険者の資格を取得した人（昭和33年3月2日～4月1日生まれの人、今年3月に転入した65歳以上の人）には、令和4年度分の保険料納入通知書なども送付しますので、注意してください。

### ■コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付できます

納付書は、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでの納付も可能です（納付期限内のものに限りです）。納付できる店舗については、納付書裏面をご覧ください。

スマートフォンアプリを利用する場合は、アプリのダウンロードが必要ですが、詳しくは、下記の二次元コードを読み込んで

確認ください。

### ■口座振替のご利用を

毎月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定の口座から保険料を振り替えます。

### ■特別徴収

特別徴収（年金から差し引き）で納付している人は、4月・6月に2月の納付保険料額と同額を差し引きします。8月分以降の保険料額については、7月に別途通知します。

新たに特別徴収が開始される人には、特別徴収開始通知書を送付しますので、開始月や保険料額などを確認してください。

### ■保険料は7月に決定します

令和5年度の介護保険料は、令和4年1月～12月までの合計所得金額と、4月1日現在の本人と同一世帯の人の住民税課税状況などをもとに7月に決定し、介護保険料額決定通知書を65歳以上の被保険者全員に送付します。



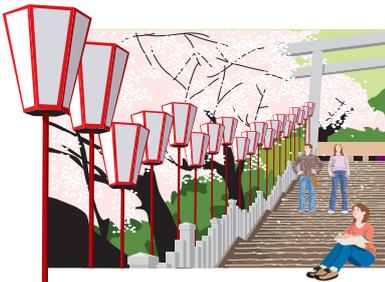
▲ホームページ

## おむつを使用する高齢者に市指定ごみ袋を配布します

対象者に市指定のごみ袋を配布します。希望する場合は申請が必要です。

### ■対象 要支援・要介護の介護認定を受けている泉佐野市の被保険者で、在宅で終日おむつを使用している人

※生活保護受給者は対象外  
**申込** 介護保険課



# 国民年金

問合先 国保年金課

令和5年度の国民年金保険料が「月額16,520円」に改定されました。

## 学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生に、納付を猶予します。※過去2年分までさかのぼって申請できます。

### ■対象 学校教育法に規定する大学（大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専門学校、専修学校などに在学する20歳以上で、本人の前年所得が一定額以下（単身の場合12.8万円など）の学生

※いずれも夜間部・定時制・通信教育課程含む  
**申請** 国保年金課  
**審査・決定** 日本年金機構  
**■承認を受けた期間は**

- 期間中に障害や死亡など不慮の事態になったときに、受給資格があれば障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。
- 年金の受給資格期間に算入されます（老齢基礎年金の年金額には反映されません）。

● 期間中の猶予された保険料は、承認を受けた月から10年以内で

あれば追納（さかのぼって納めること）ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

### ■申請はお早めに

**対象期間** 4月分～来年3月分  
**必要なもの** マイナンバーカードまたは基礎年金番号が確認できるもの、学生証など学生である証明

### ■前年度承認を受け、今年度も在学中の人の申請

承認には毎年申請が必要ですが、前年度承認を受け4月以降も在学予定であることが確認できた人には、日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き在学中の場合、必要事項を記入し返送すれば、市役所での申請は不要です。

### ■「従来どおりの申請が必要な人」

- 在学中の学校などが変わった
  - 前年中は一定額以上の所得があったが、今はない
  - 申請書が届かなかつた
- ※詳しくは問い合わせてください。

## 後期高齢者医療制度

### 健康診査を受けましょう

後期高齢者医療の被保険者に、健康診査を無料で受診できる受診券と歯科医院リストを4月下旬～5月上旬に送付します。糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院している人も積極的に受診してください。

※年度途中に新たに75歳になる被保険者には、誕生月の翌月に送付します。

#### ■健康診査

受診回数 来年3月31日までに1回

持ち物 受診券、被保険者証

受診場所・申込 指定医療機関

#### ■歯科健康診査

受診回数 来年3月31日までに1回

持ち物 被保険者証

受診場所 指定歯科医院

いずれも、次の被保険者は対象外となります。

● 病院や診療所に6カ月以上継続して入院している

● 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所または入居している

※退院や退所など、状況が変わった場合は受診券を発行できませんので、問い合わせてください。事前に必ず受診希望の医療機関・歯科医院へ実施状況などを問い合わせてください。人間ドックを受診した人は、健康診査を受診する必要はありません。

### 人間ドック費用の一部助成

後期高齢者医療の被保険者が人間ドック（公社）日本人間ドック学会が掲げる「一日人間ドック基本検査項目表の「必須項目」を満たすものに限り」を受診したときに、費用の一部を助成します。（年度中に1回のみ）

#### 助成上限額

26,000円

必要な物 人間ドックの領収書、検査結果通知書の写し、被保険者証、口座情報のわかるもの、申請書

#### 申請 国保年金課

※人間ドックを受診した人は、申請まで領収書などを大切に保管してください。申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者が記入しない場合は印鑑が必要です。

#### 問合先

● 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課（☎06・4790・2031）

● 国保年金課



### 一人で悩まず、気軽に相談を

きます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い（あっせん）をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくよいものはありますか？

A2 契約書などの関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくとういでしょう。

Q3 料金はかかりますか？また、秘密は守られますか？

A3 相談は無料ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

参考…（独）国民生活センター「見守り新鮮情報第350号」



▲イラスト：黒崎 玄

困った時は、消費生活センターにご相談ください。